

釧路駐屯地の資料館に第七師団第 27 歩兵連隊の軍旗奉焼時に、吹奏されたラッパが 50 年余の時を経て帰還した。

旧軍において、軍旗は、大元帥陛下の象徴であり、軍旗を守護している間の旗手・軍旗衛兵・軍旗中隊は、天皇に対する時及び拝神の場合のほかは、上官に対しても敬礼を行わないものとされ、非常に神聖なものとされた。軍旗は明治 12 年の太政官布告により、歩兵、騎兵、砲兵の連隊軍旗の制式が定められた。歩兵連隊の軍旗は、幅 3 尺(90.9cm)、縦 2 尺 6 寸 4 分(80cm)であるが、騎兵、砲兵連隊の軍旗は一回り小さい。明治 18 年に、砲兵連隊には、授与されないこととされたが、その理由は確認出来なかった。軍旗は、明治 7 年 1 月に近衛歩兵第一聯隊・同第二聯隊に親授(天皇陛下が親(みず)から授与すること)されたのが初めてであり、軍旗は基本的には、皇室儀制令の付則「軍旗親授の儀」に則って授与された。聯隊長は、軍旗拝受のため、誘導(護衛)将校、聯隊旗手に護衛下士官 4 名を帯同して上京、当日は斎戒沐浴して式場に臨んだとされる。因みに、歩兵第 27 聯隊の軍旗は、明治 33 年 12 月 22 日に 25、26、28 の歩兵聯隊と共に親授されている。

軍旗は上述した如く神聖なものとされたので、様々な悲劇が起こっている。矢張り思い出すのは、西南の役時に小倉歩兵第 14 聯隊(聯隊長心得乃木希典少佐)の軍旗が薩軍に奪われた事件であろう。乃木少佐は処分を願い出たけれども、不問に付された。これ以外にも火災で焼失したり、海没したり、作戦間に敵手に落ちるのを防ぐために奉焼したりしている。作戦間の奉焼はノモンハン事件に始まり、大東亜戦争間には幾旒(りゅう)もの軍旗が止む無く奉焼されている。幸いなことに一旒も敵手に落ちることは無かった。それほど、軍旗の護持は重要視されていたのである。

旧軍においては、軍旗は物品管理上「兵器」であるが、自衛隊における自衛隊旗(連隊旗)や指揮官旗(群・大隊・中隊長等の旗)即ち総称しての隊旗は需品科物品である。自衛隊旗が庁用品の備品であるに対し、指揮官旗は訓練用品の備品である。これを見ても連隊というものの重みが解るであろう。自衛隊旗は旧陸軍の軍旗と同じく旭日旗であるが、形状等においてやや異なっている。大きさは自衛隊旗の方が縦 91.4、幅 108.9 センチであり、縦が 11cm、幅が 18cm 大きく、日章から発せられている光線は、軍旗が 16 本であるに対し、自衛隊旗は 8 本である。既述した如く、軍旗は軍の主兵で戦闘兵科たる歩兵聯隊と騎兵聯隊のみに授与されていたが、自衛隊旗は全ての連隊、即ち特科連隊や後方支援連隊等にも授与されている。連隊規模であっても、群等には群旗の夫々の職種セットが授与されている。これらの隊旗は、勿論親授されることは無いけれども、隊旗の授与や返納は重要視され、防衛庁長官或いはその代理の手によって授与・返納が為される。連隊旗等の隊旗は、今でも部隊団結のシンボル・象徴として大事にされていることは旧陸軍以来の良き伝統とあっていいだろう。列国の軍隊でも隊旗は重視されており、万国共通だ。各地で保管されている軍旗の中には、総(ふさ)のみの物もあるが、損傷しても修理しなかったからであり、手を加えることは畏れ多いとい

う考えに基づくものである。完全な状態の軍旗は歩兵第三百二十一聯隊のもののみであり、靖国神社の遊就館に保管されている。

終戦時において、陸軍大臣は、軍旗を御真影等共々機を失せず奉焼するよう処置し、連合軍には1旒も接收されることは無かった。27聯隊の軍旗もこの陸軍大臣の命令に基づき奉焼されたものである。歩兵第27聯隊の戦友会である「オサラッペ会」の会報No19に寄稿された沢口氏によれば、軍旗奉焼の為の閲兵式が執り行われたのは年8月27日1000である。件のラッパは、この時に使用されたものである。

『この時どのような曲が奏されたのか明確ではないが、帝国陸軍の諸式楽譜には、第1号から第12号までであるが、その第5号「足曳（あしびき）」が、「軍旗の曲にして、軍旗祭その他軍旗に対する諸禮式に奏する曲」とあるので、軍旗奉焼の際にもこの「足曳」という曲が奏されたものと推測できる。』

そして、閲兵式が終わり、全員が沈鬱な状態で営内に帰った時に、ある兵隊がラッパ手の手からもぎ取り、床に叩きつけた。この時にラッパの朝顔形の部分(正式にはベル)がグニャリと曲がってしまったという。そこで、沢口氏が一時的にラッパを預かることとなり、そのまま帰郷することとなった。帰郷後国鉄に勤めたのであるが、彼の後輩から『ラッパを吹いてみたいので貸して欲しい』と懇請され、必ず返却するとの条件付で貸した。その後輩は転勤となり、何時しか音信も途絶えてしまった。沢口氏としては、そのラッパを諦めることが出来ずにいろいろな伝手を頼って後輩の住所を突き止め、ラッパ返却の要請をし、その願いが叶って、平成8年12月に宅急便で返却されてきた。沢口氏とは実に30年ぶりの再会であった。沢口氏としては、ラッパの落ち着く先を模索していたが、下士官候補教育時の教官であった見上氏にその旨依頼し、見上氏の計らいで、旧軍当時と同じ連隊番号、同一所在地である釧路駐屯地の資料館に寄贈されることとなった次第である。(参考：オサラッペ会報：平成11年7月27日)釧路駐屯地に隣接した『釧路演習場(通称：まりも演習場)』内の慰霊碑が建立されている地に、『軍旗奉焼の碑』が建立されている。



(参考：中央音楽隊資料、オサラッペ会会報、その他

大日本帝国陸海軍資料館 (<http://www4.justnet.ne.jp/~tomotomo/index.htm>)